

土地利用基本計画の変更について(案)

令和7年9月

沖縄県

別紙様式
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①)／県土面積	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④)：(②)-(③)	面積(ha) (⑤)：(①)+(④)	割合(%) (⑥)：(⑤)／県土面積
都市地域(a)	110,880	48.6%	8		8	110,888	48.6%
農業地域(b)	132,966	58.3%		33	△ 33	132,933	58.3%
森林地域(c)	113,893	49.9%	3	1	2	113,895	49.9%
自然公園地域(d)	81,558	35.7%			0	81,558	35.7%
自然保全地域(e)	1,040	0.5%			0	1,040	0.5%
五地域計 (f：a+b+c+d+e)	440,337	193.0%	11	34	△ 23	440,314	192.9%
白地地域	1,277	0.6%		8	△ 8	1,269	0.6%
県土面積	228,211	100.0%			0	228,211	100.0%

注1：県土面積は、令和7年1月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2：五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

- 1)「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
2)「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
3)「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
4)「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
5)「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数値の前には「△」を付さない)。

変更地域別概要

(様式1)

整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積				変更部分の重複状況(ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域と 重複 面積	他地域と 重複 面積	細区分の 指定状況	白地地 域の増 減	地目	面積					
1-1	那覇広域都 市地域 (6-3)	那覇市	3						△3その他	3			都市地域の拡大 (公有水面埋立により生じた土地であ り、現行の都市計画区域と一体の都市 として総合的に整備、開発及び保全す るため。)	・都市計画法第7条第2項に基づく市街化区域 ・都市計画法第8条第1項第1号に基づく用 途地域 ・都市計画法第8条第1項第9号に基づく臨 海地区 ・分区(新港地区)の指 定(令和7年12月平 定) ・那覇港港域計画(令 和5年3月改訂)	・那覇市、那覇港管理組合と調整中。 ・令和7年11月の都市計画審議会に諮 問予定。 対象地区名 泊・新港臨港地区① 3.5ha
1-2	那覇広域都 市地域 (6-3)	那覇市	5						△5その他	5			都市地域の拡大 (公有水面埋立により生じた土地であ り、現行の都市計画区域と一体の都市 として総合的に整備、開発及び保全す るため。)	同上 対象地区名 泊・新港臨港地区② 4.8ha	
2-1	南風原町農 業地域 (6-3)	南風原町 (照置地区)		12		都	12 調整	12	農地 森林 原野地 水面等 建物 道路 その他	7 1 0 0 1 3 0			土地区画整理事業の実施が確実な地 域であり、新市街地の形成のための用途 地域を指定することから、総合的な農業 の振興を図る必要がないため。	・市街化区域の指 定 ・農産地域の縮小 (令和7年度)	【都市計画法】 ・R7.10月：関係市庁事前協議 ・R7.12月：市町村意見照会 ・R8.2月：都市計画審議会に諮問予定 【農業振興地域の整備に関する法律】 ・R7.5～7月：南風原農業振興整備計画 変更に係る事前協議及び法定協議 ・R7.7～8月：沖縄総合事務局との事前 協議 ・R7.10月：南風原農業振興整備計画変 更の決定公告 ・R8.2～3月：南風原農業振興地域縮小 の決定告示

整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調査状況
			紙大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域と 重複 面積	名義	用途	名義	面積	白地地 域の増 減			
2-2	南城市農業 地域 (6-3)	南城市 (つぎしろ地 区)		21		都	21	用途	21		既に市街化している地域であり、現況に 合わせて用途地域を指定することから、 総合的な農業の振興を図る必要がない ため。	・用途地域の指定 ・農業地域の縮小 (令和7年度)	【農業振興地域の整備に関する法律】 ・R7.5～7月：南城市農業振興地域整備計 画変更に係る法定協議、決定公告 ・R7.9～10月：南城市農業振興地域の更 改協議 ・R7.10月：南城市農業振興地域縮小の決 定告示
3-1	中城村 森林地域 沖繩中南部 地域 (6-2)	中城村 (字御殿敷) うちじんまき	1			都	1	民林	1		他用途転用(米軍保管庫)により、既に 現況森林でなくなり、森林としての利用 又は保全を図る必要がないため。	沖繩中南部地域 森林計画の変更 (令和7年12月)	・林地開発協議：平成29年6月9日 ・完了確認調査：令和2年12月14日 ・県関係部局及び関係市町村に対する 意見照会(令和7年6～7月下旬頃予 定) ・沖繩総合事務局及び九州森林管理 局に対する意見照会(令和7年11～12 月予定)
3-2	中城村 森林地域 沖繩中南部 地域 (6-3)	中城村 (字奥間)	2			都農	2	調整 農用 保安	2 0 2		現況が森林であり、森林としての利用 又は保全を図る必要があるため。	同上	・県関係部局及び関係市町村に対する 意見照会(令和7年6～7月下旬頃予 定) ・沖繩総合事務局及び九州森林管理 局に対する意見照会(令和7年11～12 月予定)
3-3	座間味村 森林地域 沖繩中南部 地域 (6-3)	座間味村 (字座間味)	1			農公	1	公持 保安	1 1		現況が森林であり、森林としての利用 又は保全を図る必要があるため。	同上	同上
合 計			11	34									

別添参照

3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	変更なし		

【記載上の注意事項】

「計画書の項目」欄には、以下の項目を記載する。

- ① 土地利用の基本方向
 - ・国土利用の基本方向
 - ・土地利用の原則
- ② 五地区区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
 - ・土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
 - ・特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
- ③ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等

4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 都道府県庁内での調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
令和7年度沖縄県土地利用基本計画の変更及び管理に係る個別規制法所管課担当者会議	令和7年4月30日	・変更予定案件、スケジュール、留意事項等の確認

(2) 市町村(国土利用計画法第9条第12項関連)

市町村名	調整状況	主な意見等
那覇市	令和7年7月3日	特になし
南風原町	令和7年6月30日	特になし
南城市	令和7年7月15日	特になし
沖縄市	令和7年7月9日	特になし
中城村	令和7年7月11日	特になし
座間味村	令和7年7月18日	特になし

(3) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況	主な意見等
沖縄県国土利用計画審議会	令和7年9月10日開催	

(4) 国土交通省等との事前調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
国土交通省	調整中(R7.7.3～)	

(5) 国との調整スケジュールに係る要望(国からの回答期限に係る希望・理由(任意))

--

※運用指針、17に記載のとおり、事前調整を行った場合は、国交省が関係省庁との調整を開始してからおよそ3～4週間、事前調整を行っていない場合は、関係省庁との調整を開始してからおよそ6週間程度で回答することを想定。